

平成30年度 津市地域防災計画（風水害等対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新																				
1	5	表中	<p>第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 地方公共団体</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>処理すべき事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告又は指示 (11)～(21) 略</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(1)～(13) 略 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15)～(21) 略</td> </tr> </table> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>処理すべき事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局三重河川国道事務所</td> <td>(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 オ～サ 略</td> </tr> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告又は指示 (11)～(21) 略	県	(1)～(13) 略 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15)～(21) 略	機関名	処理すべき事務又は業務	中部地方整備局三重河川国道事務所	(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 オ～サ 略	<p>第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 地方公共団体</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>処理すべき事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急） (11)～(21) 略</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(1)～(13) 略 (14) 災害時の混乱防止 (15)～(21) 略</td> </tr> </table> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>処理すべき事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局三重河川国道事務所</td> <td>(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 オ～サ 略</td> </tr> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急） (11)～(21) 略	県	(1)～(13) 略 (14) 災害時の混乱防止 (15)～(21) 略	機関名	処理すべき事務又は業務	中部地方整備局三重河川国道事務所	(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 オ～サ 略
機関名	処理すべき事務又は業務																							
市	(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告又は指示 (11)～(21) 略																							
県	(1)～(13) 略 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15)～(21) 略																							
機関名	処理すべき事務又は業務																							
中部地方整備局三重河川国道事務所	(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 オ～サ 略																							
機関名	処理すべき事務又は業務																							
市	(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急） (11)～(21) 略																							
県	(1)～(13) 略 (14) 災害時の混乱防止 (15)～(21) 略																							
機関名	処理すべき事務又は業務																							
中部地方整備局三重河川国道事務所	(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 オ～サ 略																							
2	13	5	<p>第4章 津市の特性 第1節 自然的条件 1 沿革</p>	<p>第4章 津市の特性 第1節 自然的条件 1 沿革</p>																				

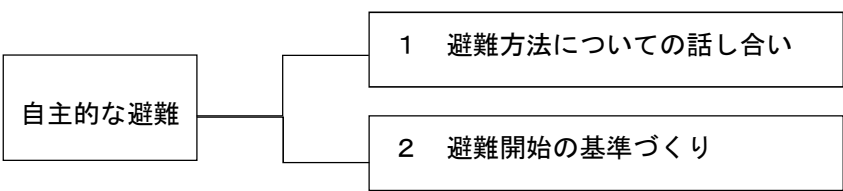
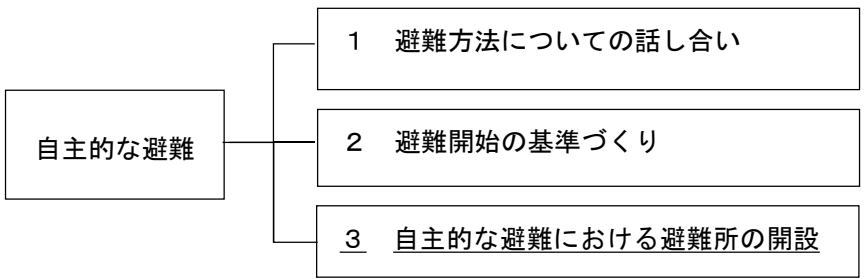
No.	頁	行	旧	新
			<p>本市は、平成18年1月1日に、2市6町2村が合併し、総人口約29万人の津市となりました。</p> <p>本市では、<u>合併後に津市総合計画を策定し、5つのまちづくりの目標として「美しい環境と共生するまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「豊かな文化と心を育むまちづくり」「活力のあるまちづくり」「参加と協働のまちづくり」を掲げ、「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を目指したまちづくりを展開しています。</u></p>	<p>本市は、平成18年1月1日に、2市6町2村が合併し、総人口約29万人の津市となりました。</p> <p>本市では、<u>合併後10年が経過し、津市総合計画基本構想・第2次基本計画を策定し「子供たちの未来が輝くまちづくり」「安心して健やかに暮らせるまちづくり」「いのちと暮らしを守るまちづくり」「心やすらぐ住みよいまちづくり」「自分らしく心豊かに輝けるまちづくり」「魅力と活力を生み出すまちづくり」を掲げ、市民の皆様がそれぞれの幸せを実感し、笑顔があふれ幸せに暮らせる県都を目指します。</u></p>
3	26	9	<p>第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第5節 土砂災害警戒区域への対策</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; text-align: center;">土砂災害警戒区域への対策</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1 土砂災害警戒区域の指定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2 情報の収集</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3 警戒避難体制の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">4 情報伝達体制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">5 住民への情報提供</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">6 情報伝達を要する施設</div> </div> </div> <p>(新設)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第5節 土砂災害警戒区域への対策</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; text-align: center;">土砂災害警戒区域への対策</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1 土砂災害警戒区域の指定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2 情報の収集</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3 警戒避難体制の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">4 情報伝達体制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">5 住民への情報提供</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">6 情報伝達を要する施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における対策の促進</div> </div> </div> <p>7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における対策の</p>

No.	頁	行	旧	新
				<p><u>促進（危機管理部）</u> <u>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、土砂災害防止法第8条の規定に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施等の措置を実施します。</u></p> <p>(1) <u>避難確保計画</u></p> <p>ア <u>避難確保計画で定める事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土砂災害が発生するおそれがある場合の防災体制に関する事項</u> ・ <u>土砂災害が発生するおそれがある場合の避難の誘導に関する事項</u> ・ <u>土砂災害が発生するおそれがある場合の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項</u> ・ <u>土砂災害を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</u> ・ <u>その他、土砂災害が発生する恐れがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項</u> <p>イ <u>避難確保計画等の報告及び公表</u> <u>避難確保計画を作成・変更したときは、その旨を津市に報告するとともに、ホームページへの掲載やパンフレット等を作成するなどして公表します。</u></p> <p>(2) <u>要配慮者利用施設の措置</u> <u>土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成するとともに、訓練を実施します。</u> <u>土砂災害警戒区域内にある要配慮者等が主として利用する施設は、資料編のとおりです。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
4	35	16	<p>第7節 農林漁業災害予防計画</p> <p>1 農業、畜産業の災害予防（農林水産部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農地保全</p> <p>ア 略</p> <p>イ ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常時の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第4次三重県地震防災緊急事業5ヶ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。</p> <p>また、ため池の下流域に浸水等の被害が想定されるため池ごとに浸水想定地域等に関する情報、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた、ため池ハザードマップの作成を進めます。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 林業の災害予防（農林水産部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 森林の荒廃防止</p> <p>森林の荒廃を予防するため、伐採等の人為的原因及び地質、傾斜度、林齢、荒廃度、降雨量等の自然的原因を各流域に検討</p>	<p>第7節 農林漁業災害予防計画</p> <p>1 農業、畜産業の災害予防（農林水産部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農地保全</p> <p>ア 略</p> <p>イ ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常時の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第5次三重県地震防災緊急事業5ヶ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。</p> <p>また、ため池の下流域に浸水等の被害が想定されるため池ごとに浸水想定地域等に関する情報、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた、ため池ハザードマップを作成・配布するほか、ホームページに掲載するなど周知を行います。</p> <p>ウ <u>洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設を守るため防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降雨時による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害発生の未然防止を図ります。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 林業の災害予防（農林水産部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 森林の荒廃防止</p> <p>森林の荒廃を予防・復旧するため、伐採等の人為的原因及び地質、傾斜度、林齢、荒廃度、降雨量等の自然的原因を各流域</p>

No.	頁	行	旧	新
			し、山地災害危険地区内の荒廃度合いを踏まえ、 <u>予防治山事業を促進します。また、既往の災害により荒廃した地域については復旧を促進します。</u>	に検討し、山地災害危険地区内の荒廃度合いを踏まえ、治山事業を促進します。
5	44	13	<p>第2章 地域防災力の育成</p> <p>第1節 防災意識・防災知識の普及</p> <p>3 防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部）略</p> <p>《広報内容》</p> <p>（知識）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、避難場所、過去の災害事例等、災害の基礎知識 ・ 身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法 ・ 地域の災害特性、危険場所 ・ 各機関の実施する防災対策 <p>（新設）</p> <p>（災害への備え）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所や避難経路の確認 ・ 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ・ <u>耐震診断・耐震補強の実施</u> ・ 防災訓練、地域の自主防災活動への参加 ・ <u>1週間分以上の食料、飲料水、物資の備蓄</u> ・ 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の準備等 <p>（新設）</p>	<p>第2章 地域防災力の育成</p> <p>第1節 防災意識・防災知識の普及</p> <p>3 防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部）略</p> <p>《広報内容》</p> <p>（知識）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、避難場所、過去の災害事例等、災害の基礎知識 ・ 身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法 ・ 地域の災害特性、危険場所 ・ 各機関の実施する防災対策 <p>（新設）</p> <p>（災害への備え）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所や避難経路の確認 ・ 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ・ <u>信号機が消灯した信号交差点での通行方法</u> ・ 防災訓練、地域の自主防災活動への参加 ・ 食料、飲料水、物資の備蓄（<u>3日～1週間程度</u>） ・ 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等、<u>携帯電話等の充電用バッテリー</u>）の準備等 ・ <u>家庭用医療機器等の非常電源の確保</u>

No.	頁	行	旧	新
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(災害時の行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の安全確保、救助、応急手当 ・避難時の火元確認、電源ブレーカーの遮断 ・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行 ・避難行動要支援者への支援 ・情報の収集等 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(災害時の行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の安全確保、救助、応急手当 ・避難時の火元確認、電源ブレーカーの遮断 ・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行 ・避難行動要支援者への支援 ・情報の収集等 </div>
6	55	25	<p>第7節 災害時における要配慮者への対策</p> <p>2 避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支援体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難支援等関係者</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>消防団</u></p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) 社会福祉協議会</p> <p>(カ) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>第7節 災害時における要配慮者への対策</p> <p>2 避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支援体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難支援等関係者</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>消防機関</u></p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) <u>津市社会福祉協議会</u></p> <p>(カ) 略</p> <p>(3) 略</p>
7	66	21	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第1節 防災施設の限界と避難開始の時期</p> <p>4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）</p> <p>(1) 避難勧告等の発令の判断基準等</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 高潮災害の避難勧告等発令の判断基準</p> <p>高潮災害については、<u>水害及び津波災害における判断基準等を総合的に勘案の上、準用するものとします。</u></p>	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第1節 防災施設の限界と避難開始の時期</p> <p>4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）</p> <p>(1) 避難勧告等の発令の判断基準等</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 高潮災害の避難勧告等発令の判断基準</p> <p>高潮災害については、<u>津波浸水予測地域を基本として気象情報及び満潮時刻等を総合的に勘案の上、沿岸部の住民</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>(2) 特別警報発表時における対応について</p> <p>ア 大雨特別警報 <u>市内全域に注意喚起を行います。</u> <u>なお、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）については、河川及び土砂災害の避難勧告等発令の判断基準に基づき発令することとし、状況に応じて必要な避難所を開設することとします。</u></p> <p>イ 大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報 <u>市内全域に注意喚起を行います。</u> <u>なお、状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令することとし、必要な避難所を開設することとします。</u></p> <p>ウ 高潮特別警報、波浪特別警報 <u>津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して注意喚起を行います。</u> <u>なお、状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令することとし、必要な避難所を開設することとします。</u></p> <p>(3)、(4) 略</p>	<p><u>に対して、避難勧告等が発令します。</u></p> <p>(2) 特別警報発表時における対応について</p> <p>ア 大雨特別警報 <u>大雨特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表された場合には、その時点までに市内に発令されている最も危険度の高い避難情報を市内全域に発令し、状況に応じて必要な避難所を開設することとします。</u></p> <p>イ 高潮特別警報、波浪特別警報 <u>津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して、状況に応じて、避難指示（緊急）を発令することとし、必要な避難所を開設することとします。</u></p> <p>ウ 大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報 <u>屋外に出ることの危険性、屋内待避について周知します。</u></p> <p>(3)、(4) 略</p>
8	71	5	<p>第4節 自主的な避難</p>  <pre> graph LR A[自主的な避難] --- B[1 避難方法についての話し合い] A --- C[2 避難開始の基準づくり] </pre>	<p>第4節 自主的な避難</p>  <pre> graph LR A[自主的な避難] --- B[1 避難方法についての話し合い] A --- C[2 避難開始の基準づくり] A --- D[3 自主的な避難における避難所の開設] </pre>

No.	頁	行	旧	新
			(新設)	<p><u>3 自主的な避難における避難所の開設（危機管理部、市民部、各総合支所）</u></p> <p>市は、住民が自主的に避難する場合は、住民から避難する避難所を聞き取ったうえで開設を行いますが、<u>今後はあらかじめ開設する避難所を指定しておくことを検討するなど、次のような一定の基準を設け、住民が安全に避難できるようなルール作りと避難所の開設を整理します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>一時的な避難であることから備蓄飲食料は原則支給されません。</u> ・<u>避難時に必要な薬や飲食物等がある場合は各自持参します。</u> ・<u>あらかじめ市役所・総合支所に最寄りの開設される避難所を電話等で確認します。</u>
9	73	8	<p>第5節 避難計画の策定</p> <p>1 避難方法の検討（危機管理部、各総合支所）</p> <p>(1) 地域の危険性の周知</p> <p>市は、ハザードマップ等を作成し地域の危険性の周知に努め、地域住民は、それらを活用し地域の災害特性を把握します。</p> <p>(2) 略</p>	<p>第5節 避難計画の策定</p> <p>1 避難方法の検討（危機管理部、各総合支所）</p> <p>(1) 地域の危険性の周知</p> <p>市は、ハザードマップ等を作成し地域の危険性の周知に努め、地域住民はそれらを活用し地域の災害特性を把握します。 <u>また、近年全国各地で発生している水害・土砂災害はハザードマップで指摘された箇所で発生している事例が多く、ハザードマップを有効活用した避難行動の啓発等を強化します。</u></p> <p><u>今後、最新の被害想定が発表された場合はハザードマップを順次最新のものに更新し、改めて地域住民に周知を行います。</u></p> <p>(2) 略</p>
10	79	3	<p>第6節 避難体制の整備</p> <p>3 防災上重要な施設の避難計画の作成（各施設管理者）</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>興業場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設、多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画</u></p>	<p>第6節 避難体制の整備</p> <p>3 防災上重要な施設の避難計画の作成（各施設管理者）</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設、多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画を作成し、避難者を安全に誘導します。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
11	88	14	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第2節 情報の収集・伝達体制</p> <p>4 通信の確保（危機管理部、政策財務部、総務部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常通信の確保</p> <p>市及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、<u>三重地区非常通信協議会</u>構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行います。</p>	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第2節 情報の収集・伝達体制</p> <p>4 通信の確保（危機管理部、政策財務部、総務部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常通信の確保</p> <p>市及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、<u>非常通信協議会</u>構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行います。</p>
12	92	18	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>2 <u>応援要請、受入れ体制の整備</u>（危機管理部、総務部）</p> <p><u>市は、国・県等からの人的支援や災害ボランティア活動を踏まえ、災害時の応援要請・受入れを迅速かつ円滑に行い、効果的な被災者支援につなげるため、津市広域受援計画を策定し、応援要請手続、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等の必要事項についてあらかじめ定めておくものとします。</u></p> <p><u>また、平常時から協定を締結している他市町及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。</u></p>	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>2 <u>受援計画の策定</u>（危機管理部、総務部）</p> <p><u>大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用できるよう、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年）や県が策定した「三重県広域受援計画」（平成30年）を踏まえ、受援計画を策定します。</u></p> <p>(1) <u>受援計画の要素</u></p> <p><u>次の事項について、あらかじめ定めるものとする。</u></p> <p>ア <u>自治体応援職員の受入れ</u></p> <p>イ <u>支援物資の受入れ</u></p> <p>ウ <u>応援団体別の受入れ</u></p> <p>エ <u>受援向上に向けた取組み</u></p> <p>オ <u>その他受援に係る必要なこと</u></p> <p>(2) <u>受援計画の見直し</u></p> <p><u>受援計画は、毎年見直しを行い、必要に応じて修正等を行い</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>4 他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部） 市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図ります。</p> <p>派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とします。</p>	<p>ます。</p> <p>4 他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部） 市は、総務省が構築した「被災市区町村職員確保システム」により、<u>三重県を通じて要請があった場合</u>、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待たず派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図ります。</p> <p>派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とします。</p>
13	113	8	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第3節 災害情報の収集・伝達 5 異常現象発見時の通報と住民への周知徹底（危機管理部、政策財務部） (1)、(2) 略 (3) 異常気象 異常潮位、異常波浪、竜巻など異常な気象現象 (新設)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第3節 災害情報の収集・伝達 5 異常現象発見時の通報と住民への周知徹底（危機管理部、政策財務部） (1)、(2) 略 (3) 異常気象 異常潮位、異常波浪、竜巻、<u>高温</u>など異常な気象現象 (4) <u>停電情報</u> <u>大規模・長時間に渡る停電</u></p>
14	136	11	<p>第8節 避難対策活動 1 住民の避難（危機管理部、各総合支所） (1) 略 (2) 住民の自主的な避難 住民は、災害発生時にはあらかじめ自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」や避難準備情報に基づき、地域の一時避難場所に要配慮者を伴い自主的に避難し、地域内住民の安否確認を行います。</p> <p>また、被害が拡大するおそれのある場合は、避難経路等を考慮し、地域ぐるみで最も安全な避難所へ移動します。なお、避</p>	<p>第8節 避難対策活動 1 住民の避難（危機管理部、各総合支所） (1) 略 (2) 住民の自主的な避難 <u>市は確実な避難行動を促すため、適時適切に防災行政無線等を活用して注意喚起を行います。</u> 住民は、災害発生時にはあらかじめ自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」や避難準備・<u>高齢者等避難開始情報</u>に基づき、地域の一時避難場所に要配慮者を伴い自主的に避難し、地域内住民の安否確認を行います。</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>難所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数、要配慮者等を市（災害対策本部）その他関係防災機関に連絡します。</p>	<p>また、被害が拡大するおそれのある場合は、避難経路等を考慮し、地域ぐるみで最も安全な避難所へ移動します。なお、避難所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数、要配慮者等を市（災害対策本部）その他関係防災機関に連絡します。</p>
			<p>(3) 略 9 避難指示（緊急）等の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部）</p>	<p>(3) 略 9 避難指示（緊急）等の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部）</p>
			<p>(1) 同報系防災行政無線による放送を始め、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ホームページ、CATV、広報車などにより周知徹底します。</p>	<p>(1) 同報系防災行政無線による放送を始め、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ホームページ、CATV、広報車、<u>緊急告知ラジオ</u>などにより周知徹底します。</p>
			<p>(2)～(5) 略 1 1 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）</p>	<p>(2)～(5) 略 1 1 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）</p>
			<p>(1) 避難空間 ア 略 イ <u>避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の収容施設として、必要に応じて福祉避難所を開設します。</u></p>	<p>(1) 避難空間 ア 略 イ <u>指定避難所では避難生活に支障が想定される高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を対象に、長期間の避難生活</u><u>が想定される場合、要配慮者の状況を踏まえ、福祉避難所を開設します。</u></p>
			<p>ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。</p>	<p>ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。</p>
			<p>(ア)～(イ) 略 (ウ) 福祉避難所 福祉避難所とは、大規模災害が発生した際に、<u>一般的な避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある方など、何らかの特別な配慮を必要とする方のための施設で、良好な生活環境が確保された公共施設やあらか</u></p>	<p>(ア)～(イ) 略 (ウ) 福祉避難所 福祉避難所は、大規模な災害が発生した際に、<u>指定避難所では避難生活に支障が想定される介助や見守り等の特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を対象に、資格を有した専門職員を配置す</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>はじめ災害応援協定を締結した社会福祉施設等を活用します。</p> <p>なお、福祉避難所の円滑な開設運営に資するため、<u>公共施設を活用する場合の具体的な受入手順や運営方法を見直すとともに、社会福祉施設等が受け入れる場合の避難者の移送や受入れの方法について、施設管理者との連携も含めた協議を進め、これらを踏まえた福祉避難所への避難の在り方を整理検討し、真に必要な避難者が福祉避難施設に避難できる体制づくりに努めます。</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>1 2 避難所の管理運営（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者）</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>(新設)</p> <p>オ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>ることにより安心して避難生活を送ることができる避難所です。</p> <p>また、福祉避難所は、<u>要配慮者のうち、一部介助が必要な方を対象に公共施設を活用した拠点福祉避難所と、常時介助が必要な方を対象に民間の社会福祉施設を活用した指定福祉避難所に区分します。</u></p> <p><u>拠点福祉避難所については、災害対策基本法上の福祉避難所として位置づけ、垂水地内の公共施設である、たるみ子育て交流館、たるみ作業所、たるみ老人福祉センターの福祉施設3箇所で、津市社会福祉事業団、津市社会福祉協議会と連携し運用を開始します。</u></p> <p><u>指定福祉避難所については、施設管理者との連携の下、受け入れ時の避難者の移送や受け入れ方法に係る協議を進め、対象となる要配慮者が安全に避難できる体制づくりに努めます。</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>1 2 避難所の管理運営（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者）</p> <p>(1) 避難所の運営</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>(キ) <u>避難所の施設環境に応じてペット同伴者に備えたスペースの確保及び他の避難者にも配慮した避難所でのルールやマナーの周知</u></p> <p>オ 略</p> <p>(2) 略</p>
15	154	8	<p>第1 3 節 飲料水の確保、調達</p> <p>1 給水体制の確立（水道局）</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第1 3 節 飲料水の確保、調達</p> <p>1 給水体制の確立（水道局）</p> <p>(1)～(3) 略</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>(4) 給水の方法 ア、イ 略 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 略 エ 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(4) 給水の方法 ア、イ 略 ウ <u>小学校等の蛇口付受水槽による拠点給水</u> <u>蛇口付受水槽に貯留している水道水を、市民自らが蛇口から利用します。</u> エ <u>非常用耐震貯水槽による拠点給水</u> <u>非常用耐震貯水槽で貯留した水道水を市民に供給します。</u> オ 略 カ 略</p> <p>(5) 略</p>
16	168	12	<p>第 1 8 節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の捜索の実施（消防本部、危機管理部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応援要請等</p> <p>大規模な災害により市だけで対応できない場合は、<u>県地方災害対策部（健康福祉部）、警察、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ第 3 編第 2 章第 1 節による自衛隊派遣要請を行います。</u></p> <p>また、他の市町災害対策本部、若しくは県災害対策本部から行方不明者の捜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。</p>	<p>第 1 8 節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の捜索の実施（消防本部、危機管理部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応援要請等</p> <p>大規模な災害により市だけで対応できない場合は、<u>三重県災害対策本部津地方災害対策部、警察、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ第 3 編第 2 章第 1 節による自衛隊派遣要請を行います。</u></p> <p>また、他の市町災害対策本部、若しくは県災害対策本部から行方不明者の捜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。</p>
17	170	10	<p>第 1 9 節 動物の保護及び管理</p> <p>1 愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 愛玩動物への対策</p> <p>近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となりま</p>	<p>第 1 9 節 動物の保護及び管理</p> <p>1 愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 愛玩動物への対策</p> <p>近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となりま</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>す。基本的に屋内での避難生活ではペットを同居させることは困難であるため、避難所の屋外の一角をペットの保護場所とし、ペットは首輪やケージなどを用いて、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理することを原則とします。</p> <p>(3) 略</p>	<p>す。基本的に屋内での避難生活ではペットを同居させることは困難であるため、避難所の屋外の一角をペットの保護場所とし、ペットは首輪やケージなどを用いて、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理することを原則としますが、<u>今後、施設環境に応じてペット同伴者に配慮した避難所運営について検討します。</u></p> <p>(3) 略</p>
18	174	19	<p>第2 1 節 公共施設・ライフライン施設等応急対策</p> <p>3 電力施設の応急対策（中部電力株式会社津営業所資料提供）</p> <p>災害時における電力供給設備の「災害予防」「災害応急」「災害復旧」に万全を期すため、次のとおり体制等を整えて対策を実施します。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 広報活動</p> <p>災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電などによる社会不安を除去するため、对外情報班は、関係部署と連携して適切な手段を選択し、社外に対し積極的な広報に努めます。</p> <p>また、災害に伴う断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動（電気事故防止PR）を行います。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(5) 行政機関及び報道機関への情報提供</p> <p>ア 行政機関及び監督官庁に対しては、本部統括班が<u>可能な限り定期的に</u>情報提供を行います。なお、報道機関については、<u>对外情報班が可能な限り定期的に</u>情報提供を行います。</p> <p>イ 必要に応じて、<u>津市災害対策本部に連絡要員を派遣し、円滑な情報交換による復旧作業の推進を図ります。</u></p>	<p>第2 1 節 公共施設・ライフライン施設等応急対策</p> <p>3 電力施設の応急対策</p> <p><u>中部電力株式会社は、</u>災害時における電力供給設備の「災害予防」「災害応急」「災害復旧」に万全を期すため、次のとおり体制等を整えて対策を実施します。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 広報活動</p> <p>災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電などによる社会不安を除去するため、对外情報班は、関係部署と連携して適切な手段を選択し、社外に対し<u>適時、適切に</u>積極的な広報に努めます。</p> <p>また、災害に伴う断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動（電気事故防止PR）を行います。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(5) 行政機関及び報道機関への情報提供</p> <p>ア 行政機関及び監督官庁に対しては、本部統括班が<u>適時、適切に</u>情報提供を行います。なお、報道機関については、<u>对外情報班が適時、適切に</u>情報提供を行います。</p> <p>イ <u>津市災害対策本部とホットラインを構築するとともに、必要に応じて連絡要員を津市に派遣し、円滑な情報交換による復旧作業の推進を図ります。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>4 ガス施設の応急対策 <u>(東邦ガス株式会社津営業所資料提供)</u> 災害時においてガス施設を防護し、二次災害防止を図るとともに復旧計画の策定の迅速化を図り、緊急事態に対応し、その万全を期するため次のとおり定めます。 (1)～(4) 略</p> <p>5 通信施設の応急対策 (1) <u>西日本電信電話株式会社三重支店(西日本電信電話株式会社三重支店資料提供)</u> ア～オ 略</p> <p>(2) 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店 非常災害の発生又は発生するおそれのある場合の移動通信施設の防護並びに応急復旧の促進については、次に定めるところによります。 ア～エ 略</p> <p>6 公共交通機関施設の応急対策 (1) 東海旅客鉄道株式会社 現地被災の実情を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行います。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧します。 ア～カ 略</p> <p>(2) 近畿日本鉄道株式会社 人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図ります。 ア～エ 略</p> <p>(3)、(4) 略</p>	<p>4 ガス施設の応急対策 <u>東邦ガス株式会社は、</u>災害時においてガス施設を防護し、二次災害防止を図るとともに復旧計画の策定の迅速化を図り、緊急事態に対応し、その万全を期するため次のとおり定めます。 (1)～(4) 略</p> <p>5 通信施設の応急対策 (1) 西日本電信電話株式会社三重支店 ア～オ 略</p> <p>(2) 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店 <u>株式会社NTTドコモは、</u>非常災害の発生又は発生するおそれのある場合の移動通信施設の防護並びに応急復旧の促進については、次に定めるところによります。 ア～エ 略</p> <p>6 公共交通機関施設の応急対策 (1) 東海旅客鉄道株式会社 <u>東海旅客鉄道株式会社は、</u>現地被災の実情を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行います。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧します。 ア～カ 略</p> <p>(2) 近畿日本鉄道株式会社 <u>近畿日本鉄道株式会社は、</u>人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図ります。 ア～エ 略</p> <p>(3)、(4) 略</p>

No.	頁	行	旧	新
19	193	表中	<p>第28節 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用（危機管理部）</p> <p>(1) 各部の情報伝達活動</p> <p>表中 県（健康福祉部）</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>第28節 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用（危機管理部）</p> <p>(1) 各部の情報伝達活動</p> <p>表中 県（防災対策部）</p> <p>(2)～(4) 略</p>
20	200	6	<p>第4編 災害復旧・復興対策</p> <p>第2章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 災害復興指針</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第6節 災害復興指針</p> <p>※第2編第5章第6節へ移動</p>